

岡山大学研究奨励金を銀行振込以外で支給することに関する基準

〔平成28年10月5日〕
〔全学学生総合支援委員会承認〕
改正 平成31年 3月29日
令和 4年 4月 1日

この基準は、「岡山大学研究奨励金に関する内規の申合せ」の4に関し、必要な事項を定める。

1 支給方法

銀行振込以外の支給方法は、現金支給又は外国送金とする。

2 銀行振込以外で受給することのできる者

銀行振込以外で受給することのできる者は、帰国する外国人留学生（以下「留学生」という。）のうち、別紙「岡山大学研究奨励金の銀行振込以外での受給申請書」（以下「受給申請書」という。）を提出し、教育推進機構学生支援部門学生生活支援部会（以下「部会」という。）において、銀行振込以外での支給がやむを得ないと認められる者とする。

3 申請期日

銀行振込以外での受給を希望する留学生は、原則として帰国の1月前までに、受給申請書を学務部学生支援課へ提出するものとする。

4 その他

部会が、上記2に該当する留学生を認めた場合には、直近に開催される学生支援委員会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成28年10月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から適用する。

別紙様式

指導教員確認印

岡山大学研究奨励金の銀行振込以外での受給申請書

〇〇 年 月 日

岡 山 大 学 長 殿

研究科名：
氏 名：
学生番号：
連絡先：

私は、岡山大学研究奨励金の受給申請をしましたが、このたび、日本国内の銀行口座を閉鎖して帰国するため、下記により、支給していただくよう、申請します。

なお、現金支給日に不在となる場合並びに届け出た連絡先及び「外国送金債主&受取人情報（新規・修正）登録申込票」の記載内容等に変更が生じた場合は、速やかに連絡いたしますが、その連絡を怠ったなどの事由により、研究奨励金が支給されない場合は、研究奨励金受給の申請を撤回したものとして処理されても、異議を申し立てません。

記

- 1 帰国日： 年 月 日
- 2 帰国後の連絡先： 国 名
住 所
電 話
メー ル
(連絡の取れる連絡先を記入すること。)
- 3 受給方法： 現金支給 ・ 外国送金 ※ 希望する受給方法に○を付すこと。

※ 外国送金を希望する場合は、「外国送金債主&受取人情報（新規・修正）登録申込票」を添付すること。